

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
厨房排水処理施設 維持管理部外委託	第 7 号		
	作	成	令和 8 年 2 月 1 7 日
	変	更	令和 年 月 日
	作成部隊等名		仙台駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊仙台駐屯地の厨房排水処理施設維持管理部外委託について規定する。(以下、本役務という。)

1.2 適用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

1.3 実施場所

陸上自衛隊仙台駐屯地食堂の厨房排水処理施設

1.4 厨房排水処理施設の概要

厨房排水処理施設の概要は、表1による。

表1－厨房排水処理施設の概要

名称	方式	処理容量	製造業者名
厨房排水処理施設	土壌菌+回分活性汚泥方式 ^{a)}	2 2 0 m ³ /日	東北藤吉工業株式会社
注 ^{a)} 運転動作システムは、メーカー独自のプログラム制御による。			

2 役務に関する要求

2.1 一般的事項

- 本役務実施にあたり、給食業務に影響しない範囲で実施するものとする。
また、関係法規を遵守し、労働安全衛生法に定める安全衛生の管理に遺漏ないように留意する。
- 技術上実施すべき事項は細部にわたる指示がなくとも積極的に実施するものとする。
- 作業にあたり、建物・物品等に損傷及び汚損を生じさせた場合は、速やかに官側担当者へ報告するとともに、官側の指示に従い受託者の負担において現状に復旧するものとする。
また、発生材及び消耗品等は受託者側の負担とする。
- 微生物栄養剤は、官側が準備した物を使用する。
- 処理水は、公共下水道へ放流されるため、その基準を遵守し、法令違反の際は受託者の負担により水質の改善を行うこと。
また、水質安定等に必要な薬剤の投入及び購入は受託者側の負担とする。

2.2 点検内容・周期

点検内容・周期は、表3による。

2.3 水質測定及び処理水検査

- 流量調整槽、反応槽、水質監視槽の簡易水質測定（色相、PH、水温、DO、MLSS、SV30）を点検毎に実施し、保守点検記録表に記入し、官側に提出するものとする。

- b) 処理水及び原水の水質について、月1回採取し、検査結果を濃度計量証明書にて官側に提出するものとする。

c) **監視項目**

監視項目は、PH, BOD, SS, N-Hex とする。

3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 品質保証

受託者は、役務実施上の不備による不具合またはそれが原因で官側に損害などを与えた場合は、検査官の指示する処置を講ずるものとする。

5 事故対応手順書の提出

受託者は、契約履行に際し万が一事故等発生した場合の対応手順書を作成するものとする。

- a) 事故を起こさないための予防処置（緊急遮断の方法等）
b) 事故が発生した場合の措置（想定される環境への影響等を考慮）

6 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	時期	数量	提出先
事故対処手順書	契約後	1 部	仙台駐屯地業務隊補給科糧食班
保守点検表	点検毎	1 部	
濃度計量証明書	毎月	1 部	
産業廃棄物管理票 (A・B 2・D・E票)	所要作業発生 時毎	各 1 部	
注記1 提出書類の様式については、随意とする。			
注記2 MLSS，DO，SV30，SVI，透視度，PH値，設定値変更，異常警報等 発報日時等を記録し，月及び期初めに報告するものとする。			

7 その他の指示

7.1 管理事項

- a) 受託者又は使用人は、官側の指定する場所以外に許可なく立ち入ることは出来ない。
b) 受託者は、契約履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

7.2 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官などと協議するものとする。

表3一点検内容・周期

No.	設備名		点検項目	点検周期
	槽名称	機器名称		
1	原水ポンプ槽	原水ポンプ	・ 電流値の確認	4回／月
			・ 異常振動、異常音の発生の有無	
			・ 吐出量の確認	
			・ フロートSW作動確認	
			・ ポンプ絶縁抵抗の測定	1回／月
			・ 原水槽清掃	2回／年
2	流量調整槽	汚水移送ポンプ	・ 電流値の確認	4回／月
			・ 異常振動、異常音の発生の有無	
			・ 吐出量の確認	
			・ 槽内攪拌状況の確認調整	
			・ フロートSW作動確認	
			・ ポンプ絶縁抵抗の測定	1回／月
3	反応槽 (A,B)	運転サイクル	・ 槽内攪拌工程の確認調整	4回／月
			・ 槽内沈殿工程の確認調整	
			・ 排出工程の確認調整	
		上澄水排出ポンプ	・ 設置状況の確認	4回／月
			・ 電磁弁作動確認	
			・ フロートSW作動確認 〔 上澄水排出ポンプON用 移送ポンプON用 警報用(満水) 〕	
4	水質監視槽	監視装置	・ 設置状況の確認	4回／月
			・ 監視装置(センサー)引き上げ清掃	
			・ 槽内攪拌状況の確認調整	
		攪拌ポンプ	・ 電流値の確認	4回／月
			・ 異常振動、異常音の発生の有無	
			・ 攪拌量の確認	
5	機械室	反応槽 (A,B) 用 ばっ気用ブロワー	・ フロートSW作動確認	4回／月
			・ ポンプ絶縁抵抗の測定	
			・ 電流値の確認	4回／月
			・ 異常振動、異常音の発生の有無	
			・ 空気量、圧力の測定	
			・ Vベルトの張り、損傷の有無	
		調整槽用 ばっ気用ブロワー	・ オイル量	4回／月
			・ オイル漏れ	
			・ 電動機の絶縁抵抗測定	
			・ 電流値の確認	4回／月
			・ 異常振動、異常音の発生の有無	
			・ 空気量、圧力の測定	
			・ Vベルトの張り、損傷の有無	
		エアリフト用ブロワー	・ オイル量	4回／月
			・ オイル漏れ	
			・ 電動機の絶縁抵抗測定	
			・ 電流値の確認	1回／月
			・ 異常振動、異常音の発生の有無	
			・ 空気量、圧力の測定	
			・ Vベルトの張り、損傷の有無	
			・ オイル量	4回／月
			・ オイル漏れ	
			・ 電動機の絶縁抵抗測定	1回／月

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
厨房排水処理施設 汚泥引抜清掃作業の部外委託		第15号	
		作 成	令和 8 年 2 月 1 7 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	仙台駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊仙台駐屯地の厨房排水処理施設汚泥引抜清掃作業の部外委託について規定する。（以下、本役務という。）

1.2 適用期間

契約締結日～令和9年3月31日

1.3 実施場所

陸上自衛隊仙台駐屯地食堂の厨房排水処理施設

1.4 厨房排水処理施設の概要

厨房排水処理施設の概要は、表1による。

表1－厨房排水処理施設の概要

名称	方式	処理容量	製造業者名
厨房排水処理施設	土壌菌+回分活性汚泥方式 ^{a)}	220 m ³ /日	東北藤吉工業株式会社
注 ^{a)} 運転動作システムは、メーカー独自のプログラム制御による。			

2 役務に関する要求

2.1 一般的事項

- a) 本役務実施にあたり、給食業務に影響しない範囲で実施するものとする。
また、関係法規を遵守し、労働安全衛生法に定める安全衛生の管理に遺漏ないように留意する。
- b) 技術上実施すべき事項は細部にわたる指示がなくとも積極的に実施するものとする。
- c) 作業にあたり、建物・物品等に損傷及び汚損を生じさせた場合は、速やかに官側担当者へ報告するとともに、官側の指示に従い受託者の負担において現状に復旧するものとする。
また、本役務に使用する資器材及び洗浄水等は受託者側の負担とする。
- d) 微生物栄養剤は、官側が準備した物を使用する。
- e) 処理水は、公共下水道へ放流されるため、その基準を順守し、法令違反の際は受託者の負担により水質の改善を行うこと。
また、水質安定等に必要な薬剤の投入及び購入は受託者側の負担とする。

2.2 汚泥引抜清掃作業

2.2.1 引抜量

- a) 反応槽A・反応槽B：96 m³（反応槽48 m³×2槽，高圧洗浄水2 m³×2槽）
- b) 調整槽：10 m³（WL：0.25m）

2.2.2 汚泥濃度

約 5,000 mg/L

2.2.3 作業車両

高圧吸引車(ダンプカー), 高圧洗浄車

3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 品質保証

受託者は、役務実施上の不備による不具合またはそれが原因で官側に損害を与えた場合は、検査官の指示する処置を講ずるものとする。

5 事故対応手順書の提出

受託者は、契約履行に際し万が一事故等発生した場合の対応手順書を作成するものとする。

- a) 事故を起こさないための予防措置（緊急遮断の方法等）
- b) 事故が発生した場合の措置（想定される環境への影響等を考慮）

6 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	時期	数量	提出先
事故対応手順書	契約後	1 部	仙台駐屯地業務隊補給科糧食班
保守点検表	点検毎	1 部	
濃度計量証明書	毎月	1 部	
産業廃棄物管理票 (A・B 2・D・E票)	所要作業発生 時毎	各 1 部	
注記1 提出書類の様式については、随意とする。			
注記2 MLSS，DO，SV30，SV1，透視度，PH値，設定値変更、異常警報等 発報日時等を記録し、月及び期初めに報告するものとする。			

7 その他の指示

7.1 管理事項

- a) 受託者又は使用人は、官側の指定する場所以外に許可なく立ち入ることはできない。
- b) 受託者は、契約履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

7.2 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官などと協議するものとする。